

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 29 年 9 月 7 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平

1 当該招請の主旨

本業務は、航空機採取型温室効果ガス観測装置の点検及び調整を行うことにより、本装置の機能を保全し、観測精度を維持することを目的とするものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の内部構造及び動作原理等を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 航空機採取型温室効果ガス観測装置点検調整
- (2) 業務内容 気象庁本庁にて、航空機採取型温室効果ガス観測装置の点検調整を行う。
- (3) 履行期限 平成 30 年 3 月 23 日（金）

3 業務目的

本件は、航空機採取型温室効果ガス観測装置の機能を保全し、観測精度を維持することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

平成 28・29・30 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力及び設備に関する要件

航空機採取型温室効果ガス観測装置の内部構造及び動作原理等について熟知し、本業務における個々の要件を満足するような機器の点検調整を行うとともに、システム全体として所要の性能を発揮させるために必要な技術力及び設備を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務実績に関する要件

ガス回路を含むガス濃度測定・分析に係る装置の点検調整の実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 永田 圭子

電話 03-3212-8341(内線 2186) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 29 年 9 月 7 日から平成 29 年 9 月 26 日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成 29 年 9 月 27 日 17:00 時まで (1) に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)

又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5(3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。